

総社市自動車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月22日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第5号

総社市自動車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

総社市自動車駐車場条例施行規則（平成17年総社市規則第121号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式とする。

改正後	改正前
<p>(趣旨) 第1条 この規則は、総社市自動車駐車場条例（平成17年総社市条例第173号。以下「条例」という。）の施行に<u>関し</u>必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>様式第7号（第5条関係）</u> (別紙のとおり)</p>	<p>(趣旨) 第1条 この規則は、総社市自動車駐車場条例（平成17年総社市条例第173号。以下「条例」という。）<u>第14条の規定に基づき、条例の施行について</u>必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>様式第7号（第5条関係）</u> 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第7号(第5条関係)

駐車整理券紛失等届

年 月 日

総社市長 様

住所
氏名

私は、駐車整理券を紛失・破損しましたので、総社市自動車駐車場条例施行規則第5条の規定により届け出ます。

駐 車 場 名	
入場年月日・時刻	年 月 日 時 分

処理欄

受付年月日・時刻	年 月 日 時 分
合計利用時間	日 時間 分
収受駐車料金	円
取扱者氏名	Ⓜ